

# 住まいを確認し 支援の中心を整える

～居住支援体制＝住宅確保×生活支援～



東みよし町居住支援協議会  
東みよし町社会福祉協議会

# 東みよし町の概要

- 面積 122.48km<sup>2</sup>
- \* ■世帯数 6,295世帯
- \* ■人口 13,533人
- \* 65歳以上 4,961人
- \* 高齢化率 36.7%
- \* ■要支援・要介護認定者数 915人  
(令和5年4月1日現在)
- \* ■民生委員児童委員数 40人
- \* ■学校数 中学校2校・小学校4校
- \* ■地域福祉活動計画地区割り 7地区



# 居住支援協議会の概要

- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会※を設立
- 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条第1項に基づく協議会

## 概要

### (1) 設立状況 129協議会が設立（令和5年3月31日時点）

- 都道府県（全都道府県）
- 市区町（87市区町）

札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、山形市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、豊島区、北区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、大田区、世田谷区、江戸川区、目黒区、渋谷区、八王子市、府中市、調布市、町田市、西東京市、立川市、日野市、狛江市、多摩市、小金井市、武蔵野市、川崎市、横浜市、鎌倉市、相模原市、藤沢市、座間市、茅ヶ崎市、厚木市、岐阜市、小海町、名古屋市、岡崎市、瀬戸市、豊田市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、摂津市、吹田市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、廿日市市、東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、中間市、大牟田市、うきは市、直轄地区（直方市・宮若市・鞍手町・小竹町）、久留米市、みやき町、竹田市、豊後大野市、熊本市、合志市、日向市、とくのしま（徳之島町・天城町・伊仙町）、霧島市、奄美市

### (2) 居住支援協議会による主な活動内容

- ・メンバー間の意見・情報交換
- ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- ・住宅相談サービスの実施（住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等）
- ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

### (3) 支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援  
〔令和5年度予算〕  
居住支援協議会等活動支援事業（10.5億円）



# 住宅確保要配慮者の範囲

## 法律で定める者

- ① 低額所得者  
(月収15.8万円(収入分位25%)以下)
- ② 被災者(発災後3年以内)
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども(高校生相当まで)を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

## 国土交通省令で定める者

### ・外国人等

(条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者など)

### ・東日本大震災等の大規模災害の被災者

(発災後3年以上経過)

### ・都道府県や市区町村が

### 供給促進計画において定める者

※ 地域の実情等に応じて、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT、UIJターンによる転入者、これらの者に対して必要な生活支援等を行う者などが考えられる。

# なぜ本会で居住支援協議会

- 各種自立支援事業の展開
- 地域福祉活動の推進
- 支え愛マップによる地域課題の可視化
- 大雨・大雪等災害時の対応
- 町内福祉施設や病院からの退所支援
- 空家の調査
- 空家・休耕地の管理(シルバー人材センター)

住居土地統計調査

住居問題

社会福祉協議会としての本業

社会福祉法人としての使命

知らず知らず関わっていた (とは言え反対もあった)

# 事例① 突然の自宅喪失のケース

住めば都とは言え、驚きの住環境

\*住まいを中心に、とはとても考えられない

①平成26年7月に大雨、12月に大雪災害。

山間部を中心に被災地域や世帯がないか個別訪問を実施

②気になる家があるとの連絡があり、初めて訪問する世帯もあった

③空中に作られた家(全壊、引きこもりの子と高齢両親)、

ツリーハウス(山頂にあり障がい者夫婦世帯)、

大雪で孤立する世帯(平地まで車で1時間、隣の家まで徒歩2時間

12~3月は家から出ず備蓄で生活)

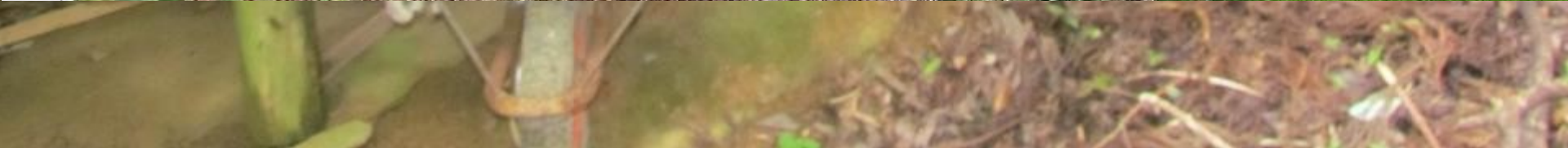
④住居や転居の相談はあるが、足りないもの(気持ち、お金、人)が多い

⑤住まいは単なる「住居」ではなく落ち着ける「居場所」と再認識

住居の確保が支援のスタート

社協にはその方法と物(住居)がない

災害時や刑余者等住宅確保要配慮者に通じる課題







# 様々な生活支援

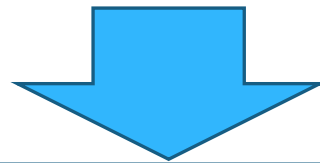
- \* 住居確保→平坦地に住みたい、避難所でたい
- \* 生活安定→仕事を失う、収入が一時的にない
- \* 生活援助→介護保険利用申請、障がい認定
- \* 家族問題→8050(両親と息子1人特有の課題)
  - ・父の自由奔放な生活
  - ・母の認知症
  - ・息子の引きこもりと母への強い関心

役場

県

保健所

地域包括

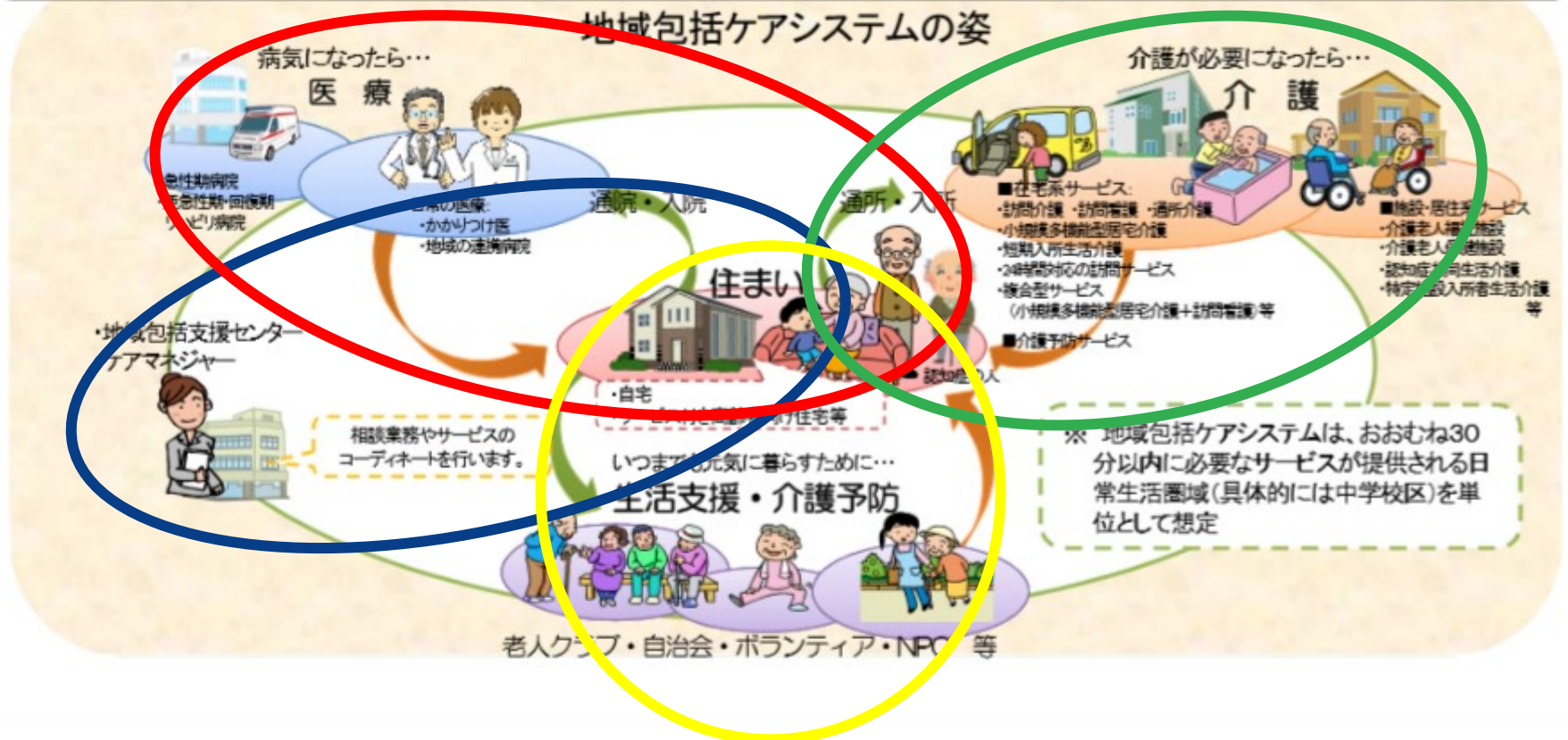


長期にわたる生活支援のスタート  
その際最も必要なものの1つに**住宅確保**

# 地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。**

地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要**です。



# 地域包括ケアシステム実現のため 居住支援協議会が行えること

- 住宅確保要配慮者の相談窓口
- 住宅確保や住宅を資源とした制度の周知や啓発
- 新たな士業や専門職との連携や協働で地域力アップ
- 地域移行支援の一員として新たな生活支援の充実
- 様々な要因による住替え支援
- 資源を活用した魅力ある街づくりへの提言

今までの生活支援に**居住支援**をプラスし**真円の支援体制**  
貸し手・借り手の**双方が安心**出来る契約  
**負担の偏りがない**支援の為の第1歩

# 契約同行支援



# 引っ越し支援



# 清掃支援



# 居住支援事業

## 住宅確保と生活支援で出来ること

- セーフティーネット住宅登録と地域移行支援の一員  
(善意や熱意からの脱却)
- プロとの連携を継続し生活支援の充実を  
(宅建協会さん大家さんやお寺さんを仲間に)
- 入居中から退去時まで支援(安心の長期サポート)
- 山間地や荒廃居住、大きすぎる住居からの住み替え支援  
(住めば都も買い物や通院の限界と家計支援)
- 住みやすい街づくり支援(移住、身近に地域福祉の拠点)

住宅確保要配慮者は身近にいて我々の本業である  
プロも仲間に相談体制を構築し住居中心の真円の支援体制を  
負担を分け合い、住みよく無駄のない町を目指したい

おしまい



ちようどええ ほなけん住んどる  
「ずっと住みたい！」を共に創るまち

東みよし町